

2017 ぐらしのサポーター通信

インターネット通販に関するトラブル

<ハイライト>

□ 今月のテーマ

- ・インターネット通販に関するトラブル
- ・「株式会社DMM. Comをかたる事業者」に関する注意喚起

□ お知らせ

□ ぐらしのコラム
ウメガサク

～道真公にお願い～

「インターネットで商品を注文し、代金を前払いで振り込んだが、商品が届かない、業者と連絡も取れない」などといった詐欺的サイトでの商品購入トラブルが後を絶ちません。

■ 県センターへの相談事例

1. パソコンで「ホワイトボード」と検索して、安かったサイトで注文し、代金を振り込んだ。商品が届かないので、再度サイトに入ろうとしたが見つからない。業者名や住所、電話番号は分からない。どうすればよいか。

2. 3週間前に海外製の高価なミキサーをネットで半額相当の値段で販売しているのを見つけ注文。申し込み確認メールが届き、翌日に銀行振込で支払った。しかし、いつまで経っても商品が届かず、問合せ先に電話しても「現在、使われておりません」というアナウンスで繋がらない。業者の住所は関西なのに電話番号は関東だったので、偽サイトではないだろうか。

3. 2週間前、スマホでブランドの財布とネックレスを申し込み、中国人らしい名義の口座に2万円を振り込んだ。後日、税関から偽物なので差し止めたと通知があり、返金を希望するメールを業者に送ったが返事が無い。業者の電話番号や住所の記載も無く、サイト名もはっきり分からない。



■ 注意していただきたい事項

- (1) 所在地や、連絡先、他の利用者の評価など、事前に事業者の情報をしっかりと確認しておきましょう。
- (2) 一般の流通価格より大幅に安く販売されている場合などは、商品が模倣品であったり、詐欺的サイトの可能性があります。
- (3) 銀行振込の前払いだけでなく、カード支払いや代引き交換など、決済手段が複数用意されている販売店を選びましょう。
- (4) 前払いの際には、サイト運営者と口座名義人が同一であるかを確認しましょう。特に、個人名義の口座への振込は慎重にしましょう。



- (5) [クレジットカード番号を入力する画面では、通信が暗号化（SSL）されている](#)など、情報の取扱いが適切なショップを利用しましょう。信頼性が低いと思われるサイトでは、クレジットカードでの購入は控えましょう。
- (6) 購入した商品の[配送方法や、配送期間](#)などがどれくらいかかるのかを把握しておきましょう。
- (7) サイズ違いなど、購入後にトラブルに遭遇することもあるため、[キャンセル・返品条件、利用規約等を事前に確認](#)しましょう。

～こんなサイトには御注意!～

URL が不自然 → http://www.〇△×□-shop.com

住所が番地まで記載されていない → 会社概要
〇〇ショップ販売店
住所: 東京都千代田区
連絡先: 〇〇@abc.com

電話番号がなく、連絡先がEメールしかない → 会社概要

字体(フォント)に通常使用されない旧字体が混じっている → ショップ

極端に値引きされている → 人気ブランド■■■のバックで、今期最も注目されている最新モデル!
購入する 在庫あり 50,000円→10,000円 80%OFF

支払方法が銀行振込のみ → ■支払方法について 銀行振込

機械翻訳したような不自然な日本語表現がある。 → ■送料・配送について 送料無料!三日か五日届けます!

■ なりすましサイトにも注意!

最近では、[正規の通販サイトの商号やデザイン、商品写真等を無断でコピーしたサイト](#)を作り、代金支払後も購入者へ商品を送らなかつたり、偽ブランド品を送付したりする「なりすましサイト」等による被害も発生しています。

騙されないためには、表示されているURLが、購入を希望している通販サイトのURLと一致しているか、サイトの文面や、注文後のメールに不自然な日本語表現がないか、電話番号が表示されている場合は電話がつながるかなどを確認しましょう。

■ 「ニセモノ」に手を出すのは、絶対にやめましょう。

ニセモノでも安ければいいと思いませんか。[ニセモノと知りながら買って、「商品が届かなかった」、「思った以上に粗悪品だった」というトラブルに遭うことも多いです。](#)また、[購入する際に入力した個人情報が流出して、別の犯罪に巻き込まれる可能性もあります。](#)

「株式会社DMM. comをかたる事業者」に関する注意喚起

(消費者庁)

「DMM」などと称する「**株式会社DMM. comをかたる事業者**」(以下「**偽DMM**」と総称します。)が、消費者の携帯電話に「有料コンテンツ利用料金の支払確認が取れません。本日中に連絡なき場合、訴訟手続きに移行します。」などと記載したSMSを送付し、そのSMSに記載された電話番号に連絡してきた消費者に「今日中に支払えば訴訟手続きを取り下げます。」などと告げ、**有料動画サイトの未払料金等の名目で金銭を支払わせようとする相談**が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

■ 偽DMMの概要

偽DMMは、消費者に送付したSMSにおいて、又はSMSに記載された電話番号に連絡してきた消費者に対して、「DMM」、「DMM. com」、「DMM相談窓口」、「DMMコンテンツ」など、動画配信サービス等を提供する実在する事業者である株式会社DMM. com(以下「真正DMM」といいます。)と同一又は類似の名称を告げています。なお、**真正DMMは、本件とは全く無関係**です。

■ 勧誘の手口

(1) 偽DMMは消費者にSMSを送付します。

偽DMMは、「有料コンテンツの利用料金の支払確認が取れません。本日中に連絡なき場合、訴訟手続きに移行します。」などの文言に**連絡先電話番号を記載したSMSを消費者の携帯電話に送信**します。

(2) 偽DMMは、SMS記載の電話番号に**電話してきた消費者に偽りの説明をします。**

ア 有料動画サイトの未払料金があるなどと偽ります。

イ 消費者の不安感をあおるなどして、その日のうちにお金を支払うよう求めます。

ウ 心当たりがないなどと反論する消費者に対しては、言葉巧みに説き伏せます。

エ 支払をちゅうちょしている消費者に対しては、一旦お金を支払えば、後でその全額又は大半が返金されると欺きます。

(3) 消費者に対し、**ギフト券をコンビニで購入し、その番号を電話で連絡するよう指示**します。

(4) その後、他社のサイトにも未払料金があるなどと偽り、**追加の支払いを求めます。**



■ 注意していただきたい事項

○ **真正DMMの有料動画サービスは前払い方式であり、消費者に未払料金等が発生することはありません**ので、こうした要求には絶対に応じないようにしましょう。

○ 「**本日中に連絡がなければ訴訟に移行します。**」というSMSは典型的な詐欺の手口です。絶対に連絡しないようにしましょう。

なお、訴訟への移行が予定されている場合、あらかじめ書面による通知がなされるのが一般的です。前述のようなSMSは、相手を脅かし、せき立てて冷静な判断力を失わせようという典型的な詐欺の手口です。

○ **ギフト券を購入してカード番号を連絡しろ**というのは典型的な詐欺の手口です。絶対に応じないようにしましょう。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

【ツイッター アカウント名】

徳島県防災・危機管理情報

【くらしのサポーター通信はこちら】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>



「消費者教育推進大使」
すだちくん

◆ くらしのコラム ◆

ウメガサク ～道真公にお願い～

「サクサク」が合格の電文である事を知っているのは50歳以上の
の人だ。決して「桜咲く」ではないのである。入試は2月頃から始
まっているので「ウメガサク」でもよかったのだが。

菅原道真公の言い伝えなら学問の神様・天満宮の庭に咲く梅が似
合っている。入学試験の合格は、梅一輪ほどの温かさ、では喜びが小
さすぎたのだろうか。

一方、桜は「見事散りましょ 男なら」と歌われているように華や
かではあるが、散る、イメージは拭えない。「サイキキス」の電文は
辛いもので、電文は涙で滲んだ。

梅は咲き終わると梅干しとして保存食になる。

くらしのサポーター 三原茂雄

◆ お知らせ ◆

「エシカル de 地方創生 ～消費者問題県民大会～」を開催しました

県民の皆様には人や環境・社会に配慮した「もの」や「サービス」を積極的に
消費する「エシカル消費」への理解を深めてもらうことを目的に、「エシカル
de 地方創生～消費者問題県民大会～」を開催しました。



消費者庁 岡村長官挨拶



くらしのサポーター活動表彰



参加者による対話



とくしまエシカル宣言



パネル展示



エシカル・バザー



くらしのサポーター担当者より

今年度もくらしのサポーターとしてご活動いただき、感謝申し上げます。

さて、年度末が参りましたので、今年度の活動状況を「くらしのサポーター活動手帳」に記入の上、来る4月24日(月)までにご提出ください。

消費者被害撲滅に向け、今年も「くらしのサポーター事業」を推進して参りますので、ご協力よろしくお願い致します。(長谷)